

# 地域公共交通活性化・再生総合事業

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月1日施行)



### 地域公共交通活性化・再生総合事業計画(3年)

- (例) ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
  - ・コミュニティバス・乗合タクシーの導入・路線バス活性化等のための実証運行
  - ・旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運航 等
- ◇ 車両関連施設整備等
- ・バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停待合スペース環境整備、デマンドシステムの導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
- ・乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進、ボランティアセンター設置・運営 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動
- ・レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



### 新支援制度による支援

#### <補助率等>

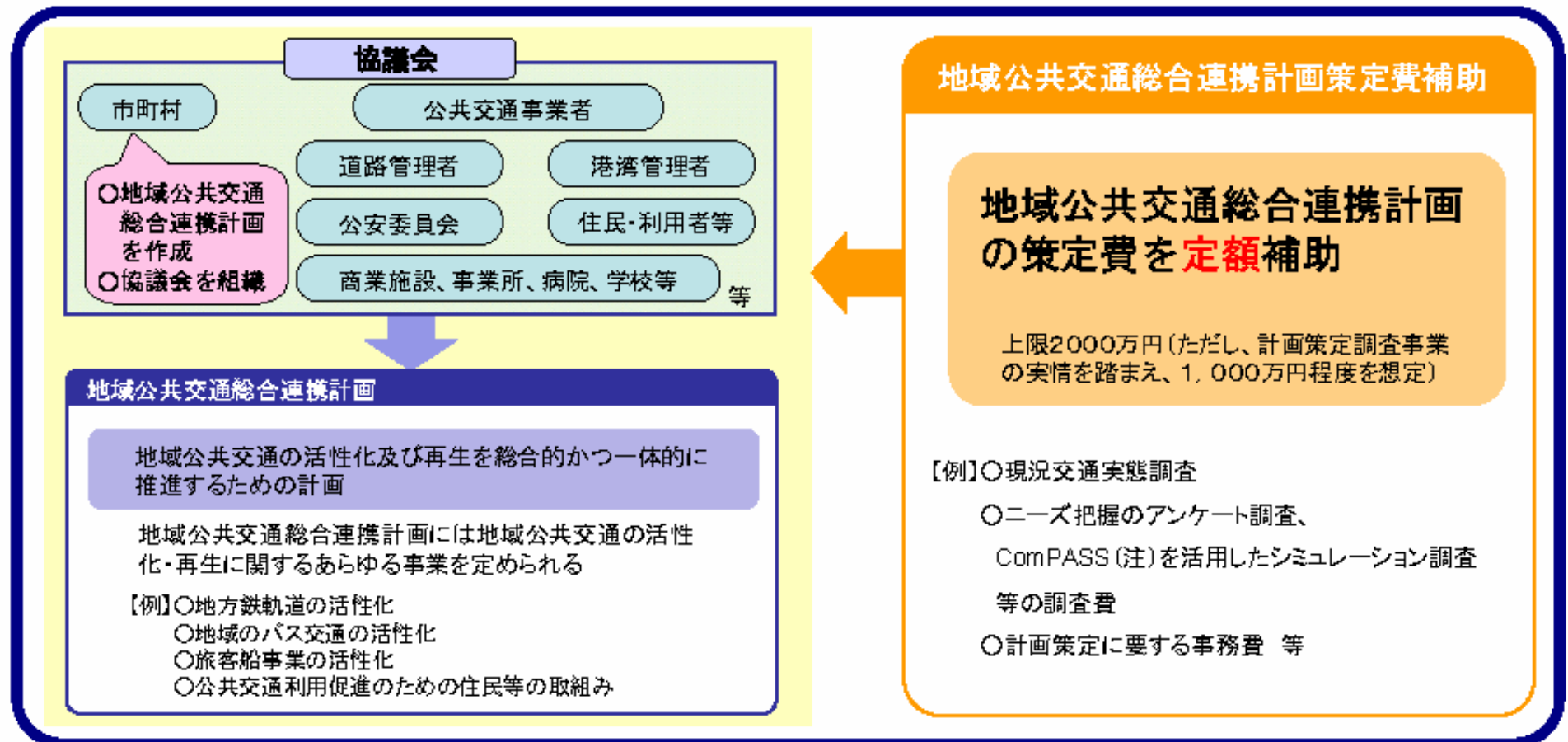
- 「地域公共交通総合連携計画」(法定計画)策定経費 定額
- 総合事業計画に定める事業に要する経費
  - ・実証運行(運航) 1/2
  - ・実証運行(運航)以外の事業 1/2 (※)
  - (※)政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

#### <制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
  - ・計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
  - ・事業をパッケージで一括支援
  - ・メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
  - ・地域の実情に応じた協議負担の実現
- 【事業評価の徹底】
  - ・成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

## 地域公共交通総合連携計画の策定を支援

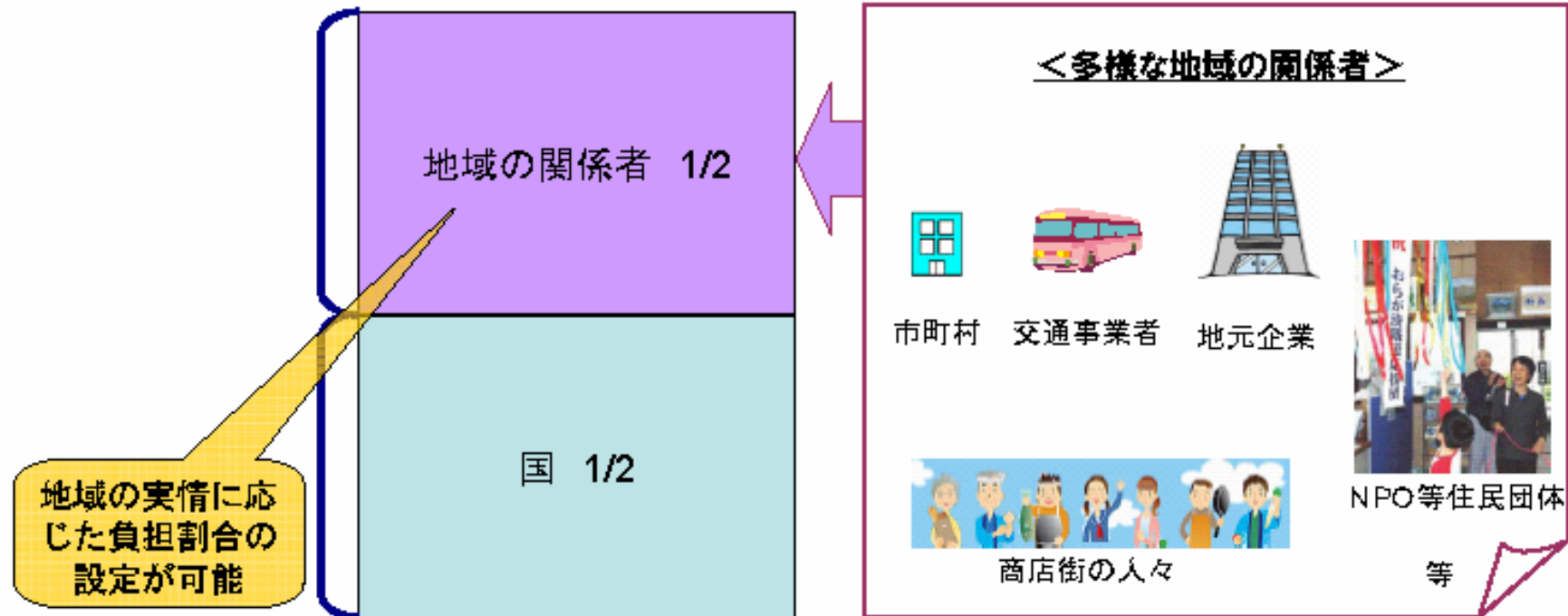
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援



## 地域の実情に応じた支援の実現

地域の実情に応じた協調負担を実現するため、連携計画に位置付けられた事業を実施する場合、協議会において地域の実情、事業の内容に応じた市町村、交通事業者、関係企業等の関係者の分担を定めることが可能

### 地域の実情に応じた支援の実現



※実証運行(運航)以外の事業で、政令市が設置する協議会が取り組む場合、国の負担割合は1/3

# 地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー

## ①地域公共交通総合運携計画策定調査支援を受ける場合

H21年2月16日

法定協議会設置

H21年3月上旬

地域公共交通総合運携計画  
策定調査実施計画認定申請

認定

補助金交付申請

交付決定

調査実施

運携計画策定・送付

国による行為

申請者による行為

平成21年度の取り組み

## ②地域公共交通活性化・再生総合事業費補助を受ける場合

法定協議会設置

運携計画策定・送付

地域公共交通活性化・再生  
総合事業計画（最大3ヶ年）

運輸局認定

補助金交付申請（初年度）

交付決定

地域公共交通活性化・再生  
総合事業実施（初年度）

評価実施

運輸局による評価・助言等

事業計画の変更申請

運輸局認定

補助金交付申請（2年目）

以降繰り返し

平成22～24年度の取り組み

